

議案参考資料

[令和6年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

地域づくり課 女性活躍・多文化共生担当

議案名

議案第14号 桐生市犯罪被害者等支援条例案

趣旨・目的

犯罪被害者等の支援に関し、その施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等に対する支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的に、条例を制定しようとするものです。

概要

《主な内容》

(1) 基本理念(第3条)

犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)を踏まえ、犯罪被害者等の支援を推進するに当たり、基本となる考え方を定めています。

(2) 市の責務(第4条)

犯罪被害者等の支援における市の責務を定めています。

(3) 相談窓口の設置(第7条)

市は、犯罪被害者等の支援に関する総合的窓口を地域づくり課に設置して、犯罪被害者等からの相談に応じることを定めています。

(施行期日：令和6年4月1日)

背景・経過

多くの人々が、思いもかけず犯罪等に巻き込まれ、被害者やその家族又は遺族となっています。犯罪被害者等は、犯罪等による被害を境に、それまでの生活が一変し、日常生活もままならない状況に陥るとともに、犯罪による直接的な被害のみならず、二次的被害にも苦しめられています。誰もが犯罪被害者等になり得る中で、社会全体として犯罪被害者等が置かれている状況について理解を深め、犯罪被害者等を支える地域社会を形成することが必要であることから、本条例を制定するものです。